

令和元年度答申第57号
令和元年12月16日

諮問番号 令和元年度諮問第63号（令和元年12月2日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のP（以下「父P」という。）は軍人として外地で戦死したと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Pに係る特別弔慰金については既に可決裁定をしており、本件申請は重複請求になるとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護

法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている（特別弔慰金支給法2条1項）。そして、遺族援護法によれば、弔慰金を受けるべき上記の「遺族」の順位は、配偶者が第1順位、子が第2順位とされている（36条1項1号、2号）。

- (2) 特別弔慰金支給法6条は、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は全員に対してしたものとみなすと規定している。
- (3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「特別弔慰金支給法施行規則」という。）1条5項は、特別弔慰金を受けようとする者は、特別弔慰金を受ける権利を有する同順位の者が数人あるときは、遺族又は遺族の相続人として特別弔慰金を受けようとする他の同順位の者の同意書（同項1号）又は同意書を提出することができない場合にはその旨を記載した書類（同項2号）のいずれかを添えて、特別弔慰金請求書を提出しなければならないと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Pは、明治45年a月b日に出生し、昭和19年12月20日にB地において戦死した。この間、父Pは、昭和12年10月27日にQ（以下「母Q」という。）と婚姻をし、父Pと母Qとの間に、昭和18年c月d日に三女のR（以下「三女R」という。）が、昭和20年e月f日に二男の審査請求人が出生した。

なお、母Qは、昭和50年3月22日に死亡した。

（除籍謄本（戸主：P）、除籍謄本（Q））

- (2) 三女Rは、平成29年3月15日付けで、C市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「先行請求」という。）をした。

処分庁は、平成29年7月5日付けで、三女Rに対し、父Pに係る特別弔慰金を受ける権利の裁定（以下「先行裁定処分」という。）をした。

なお、三女Rは、平成29年8月1日に死亡した。

（三女Rが提出した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書、

裁定通知書、三女Rに係る法定相続情報)

- (3) 審査請求人は、平成29年6月23日付けで、D市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

(審査請求人が提出した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (4) 処分庁は、平成29年9月17日、審査請求人に対し、「平成29年7月5日P様に関する特別弔慰金請求は、既に可決裁定をしています。したがって、X様からの請求は、重複請求となりますので、却下します。」との理由を付して、本件却下処分をした。

(却下通知書、受領書)

- (5) 審査請求人は、平成29年9月20日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和元年12月2日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

三女Rは、審査請求人の連絡先を承知していながら、連絡先不明を理由として同順位者である審査請求人の同意書を提出することができない旨を申し立てて先行請求をしたから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件では、三女Rによる先行請求(平成29年3月15日付け)が本件請求(同年6月23日付け)より前であった。また、処分庁は、本件請求の受付(同年7月26日)より前に先行裁定処分(同年7月5日付け)をしている。このような経緯の下、処分庁は、先行請求について、三女Rから提出された書類に不備はないとして先行裁定処分をし、本件請求については、先行裁定処分をしていることを前提に本件却下処分をしたものと認められる。

本件審査請求がされたことを受けて、処分庁が、審査請求人及び三女Rに対し、それぞれが提出した特別弔慰金請求同意書(以下単に「同意書」という。)及び請求同意書を提出することができない旨の申立書(以下単に「申立書」という。)の記載内容について確認をしたところ、審査請求人から、三女Rの同意書の記載は自分の妻に書かせたとの回答があり、三女Rの相続人から、三女Rは平成29年8月1日に死亡したため、同意書及び申立書の

記載内容は不知であるとの回答があった。この確認結果によれば、本件請求で提出された同意書は、同順位者である三女Rの同意及び署名を得て作成されたものでないことが明らかであり、当該同意書は、特別弔慰金支給法施行規則1条5項1号に規定する同意書と認めることはできないから、本件請求は特別弔慰金支給法施行規則で定める添付書類を欠いた違法なものであったといわざるを得ない。そして、三女Rが同順位者である審査請求人の連絡先を承知していながら連絡先不明として先行請求をしたとの審査請求人の主張については、三女Rの死亡に伴い、その真偽を確認することができない。

したがって、本件審理手続において明らかとなった上記の事実関係を踏まえると、本件却下処分理由は適切であったとはいえず、本件請求については、特別弔慰金支給法施行規則で定める添付書類を欠いた瑕疵ある請求で違法なものであることを理由として却下すべきであったといわざるを得ない。

2 なお、本件では、先行裁定処分後、裁定通知書の交付（平成29年9月7日）より前の同年8月1日に三女Rが死亡している。処分庁は、三女Rの相続人に対し、先行請求を維持する意思の有無についての確認をせずに裁定通知書を受領させているが、このことは、本件請求に対する上記1の判断を左右するものではない。

3 以上のとおり、本件請求は、三女Rの同意書が特別弔慰金支給法施行規則1条5項1号に規定する同意書と認めることができないから、同号に規定する添付書類を欠いた瑕疵ある請求で違法なものであり、これを理由として却下すべきであったといわざるを得ない。

したがって、本件却下処分は維持することが妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであると考えます。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求受付：平成29年9月20日

弁明書の提出：平成30年5月23日

弁明書副本の送付：同年8月31日

(弁明書の提出から約3か月)

反論書提出期限 : 同年10月1日

審理員意見書提出 : 令和元年11月7日

(反論書提出期限から約1年1か月)

本件諮問 : 同年12月2日

(本件審査請求受付から約2年2か月)

- (2) そうすると、本件では、弁明書の提出から約3か月も経過した後に弁明書の副本を審査請求人に送付したため、反論書の提出期限を先延ばしにせざるを得ず、しかも、反論書が提出されずにその提出期限を約1年1か月も徒過した後になってようやく審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年2か月もの長期間を要している。これは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていないことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 処分庁は、父Pに係る特別弔慰金については三女Rに対して先行裁定処分をしているから、審査請求人がした本件請求は重複請求になるとして、本件却下処分をした。

審査請求人は、三女Rは、審査請求人の連絡先を承知していながら、連絡先不明を理由として同順位者である審査請求人の同意書を提出することができない旨を申し立てて先行請求をしたとして、先行裁定処分の瑕疵を主張している。

先行請求の際の提出書類を見てみると、三女Rが提出した特別弔慰金請求書には、二女のS（以下「二女S」という。）の同意書、長女のT（以下「長女T」という。）に係る申立書及び審査請求人に係る申立書が添付され、長女Tに係る申立書及び審査請求人に係る申立書においては、いずれも「同意書を提出できない理由」欄中の「1 連絡先不明」に○印が付されている。

そこで、処分庁が、三女Rに対し、上記の同意書及び各申立書の記載内容について確認をした（弁明書）ところ、三女Rの長男のUから、「今回の質問事項ですが、母、Rは平成29年8月1日に死亡しております。そのため（特別）弔慰金の請求の件につきましては母、Rが生前に作成した

ものなのでその内容につきましては何もわかりません。母が死亡したため（特別）弔慰金の受取の代理人として私が選出されたので（特別）弔慰金を受け取りましたが全てRの父、Pの墓を世話して頂いているV様に送金しております。また、母、Rの兄弟のT様、X様とは疎遠になっており母の葬儀にも来て頂いておりません。」との回答があった（Uの回答書（平成29年12月22日A県収受））。

審査庁は、三女Rの死亡に伴い、三女Rが審査請求人の連絡先を承知していながら連絡先不明として先行請求をしたかについては、その真偽を確認することができないとする（上記第2の1）が、三女Rが平成18年4月にした特別弔慰金（第8回）請求の際の提出書類を見ると、同意書に長女Tの住所と審査請求人の住所も記載されているところ、前者は本件請求の際に提出された長女Tの同意書の住所と同じであり、後者は審査請求人の現在の住所であるから、先行請求の際に三女Rが長女Tや審査請求人の連絡先を不明としたことについては、大いに疑義があるといわざるを得ない。

- (2) 一方、本件請求の際の提出書類を見てみると、審査請求人が提出した特別弔慰金請求書には、二女S及び三女Rの同意書並びに長女Tの同意書が添付されている。

処分庁は、上記(1)の三女Rに対する確認と併せて、審査請求人に対しても、上記の各同意書の記載内容について確認をした（弁明書）ところ、審査請求人から、二女S及び長女Tの署名は自署であるが、三女Rの署名は自署ではないとの回答があり、回答書中の自署でない場合に「署名者及びその理由」を記載する部分には、「Rが今迄で不正を働いたので今回は無理やり妻に書かせました。」との記載がされていた（審査請求人の回答書（平成29年12月22日A県収受））。

そうすると、三女Rの同意書は、偽造されたものであるから、本件請求は、特別弔慰金支給法施行規則1条5項1号に規定する添付書類を欠いた瑕疵ある請求で違法なものであったというべきであり、本件請求は、これを理由として却下すべきであった。したがって、本件却下処分は、結論において妥当である。

- (3) なお、審査請求人は、三女Rに対して先行裁定処分がされていることを理由として本件却下処分がされたことを不服とし、先行裁定処分の瑕疵を主張して本件審査請求をしているところ、上記(1)のとおり、先行請求の際に三女

Rが長女Tや審査請求人の連絡先を不明としたことについては、大いに疑義があるといわざるを得ないが、先行裁定処分に瑕疵があったか否かにかかわりなく、本件請求は、上記(2)のとおり、瑕疵ある請求で違法なものとして却下すべきであったのであるから、本件では、先行裁定処分の違法性又は不当性について判断をするまでもない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公